

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する説明書

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする「契約締結前交付書面」です。)

この書面には、お客様が当社でのお取引口座ご開設後、有価証券の売買等に必要な金銭・有価証券の預託及び振替を行っていただく上での留意点が記載されています。

あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

■手数料など諸費用について

- 有価証券や金銭のお預かりについては、料金を頂戴いたしません。
- 有価証券のお振替（当社から他社へ移管）のうち、投資信託受益証券については、1銘柄1,080円（税込）の手数料をいただきます。（手数料の上限はありません。）
- 有価証券のお振替のうち、相続手続きを除き贈与等で他人名義へ社内移管する場合には、1回につき、1,080円（税込）の振替手数料をご負担いただきます。

■この契約は、クーリング・オフの対象とはなりません。

- この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

■金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

■当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業に規定する行為です。当社では、タチバナストックハウス証券総合取引口座を設定（契約の締結）していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

■この契約の終了事由

当社の総合取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- お客様から解約の申し出があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- お客様が当社の総合取引約款の変更に同意されない場合
- やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

■当社の概要・連絡先

商 号 等 立花証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第110号

本店所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-13-14
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC) (連絡先：フリーダイヤル 0120-64-5005)
資本金	66億9570万円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和23年4月
連絡先	カスタマーサービス課 (平日8:30~17:00) フリーダイヤル : 0120-66-3303 携帯電話からは : 03-5652-6221

以上

【平成29年4月】

上場有価証券の取引に関する説明書

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする「上場有価証券等書面」です。)

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

■手数料など諸費用について

- 上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙「手数料及び諸費用について」に記載の手数料をいただきます。
- 上場有価証券等を募集等により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 上場有価証券等に関する口座開設費・口座管理料は頂戴いたしません。
- 外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します。（※2）
- 外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

■上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」（※3））といひます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- 上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回るることによって損失が生じるおそれがあります。
- 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。

■上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- ・ 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 上場有価証券等の売出し

■当社の概要

商号等	立花証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第110号
本店所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-13-14
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会
資本金	66億9570万円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和23年4月
連絡先	カスタマーサービス課（平日8：30～17：00） フリーダイヤル：0120-66-3303 携帯電話からは：03-5652-6221
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC） （連絡先：フリーダイヤル 0120-64-5005）

以上

【平成29年4月】

- ※1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。
- ※2 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。
- ※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。
- ※4 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書と同様の性質を有するものを含みます。

○その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ（<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>）でご確認いただけます。

手数料及び諸費用について

(本書面上に記載されている手数料は、消費税等相当額を含めた総額表示となっております。)

1. 国内株式委託手数料

国内金融商品取引所上場有価証券（単元未満株式、投資信託を除く。）の売買を行うにあたっては、以下の3つのコースのいずれかをご選択いただき、表に基づき算出した委託手数料をお支払いいただきます。

(1) 個別手数料コース（一注文の現物取引約定代金ごとに算出します。）

1 注文の約定代金	委託手数料
～ 10万円以下	108円
10万円超 ～ 20万円以下	162円
20万円超 ～ 30万円以下	243円
30万円超 ～ 40万円以下	324円
40万円超 ～ 50万円以下	351円
50万円超 ～ 100万円以下	621円
100万円超 ～ 150万円以下	837円
150万円超 ～	1,188円

- 注文発注時には、1注文ごとに手数料・消費税を仮拘束します。
- いわゆる一口（同一日・同一銘柄・同一売買区分の約定が複数ある場合に、1つの注文として手数料を計算する方法）は、適用いたしません。
- 本コースご利用のお客様がお電話でご注文された場合は、(3) 電話注文手数料を適用します。

(2) 定額手数料コース（注文件数にかかわらず、1日の現物取引約定代金合計により算出します。）

1 注文の約定代金（総額）	委託手数料
～ 20万円以下	216円
20万円超 ～ 30万円以下	324円
30万円超 ～ 50万円以下	540円
50万円超 ～ 100万円以下	972円
100万円超 ～ 200万円以下	1,728円
200万円超 ～ 300万円以下	2,592円
300万円超 ～ 400万円以下	3,024円
400万円超 ～ 500万円以下	3,240円

以降100万円増すごとに	864円加算
(手数料上限金額) 86,400円	

- 1日の現物取引約定代金のうち、売／買・取引種類の別なく合算し手数料を算出します。
- 注文発注時には、1注文ごとに手数料・消費税を仮拘束します。また、1日の現物取引約定代金総額に対する手数料計算は、午後5時30分頃に確定させ、各可能額に反映します。
- 本コースご利用のお客様がお電話でご注文された場合は、(3)電話注文手数料を適用します。

(3) 電話注文手数料（一注文の現物取引約定代金ごとに算出します。）

手数料率	約定代金 × 0.756%
	(最低手数料) 5,400円・(手数料上限金額) 108,000円

- 円位未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てます。
- お支払いいただく委託手数料は、円未満切り捨てにより、上記手数料（率）に基づく計算結果と誤差が生じる場合があります。
- いわゆる一口（同一日・同一銘柄・同一売買区分の約定が複数ある場合に、1つの注文として手数料を計算する方法）は、適用いたしません。
- 当社が任意で行う取引（立替金が解消されない場合など）には電話注文手数料を適用します。

※ その他ご留意事項

- ・ 上場優先出資証券、上場投資信託受益証券及び投資証券等（ETF、REIT、ETNなど）のお取引に係る委託手数料も上記手数料体系を適用いたします。
- ・ 口座開設時（当初）の手数料コースは、(1)個別手数料コースを適用いたします。
- ・ 手数料コースを変更する場合は、WEBログイン後「お客様情報」画面からご変更入力いただけます。毎週最終営業日の翌日午前3時30分締め切り、4営業日目から適用いたします。

2. 単元未満株式（端株）について

単元未満株式については、以下の2つの方法により、売付のみお取扱いたします。

(1) 買取請求による売付

当社から名義書換代理人（信託銀行等）に書類を提出して買い取ってもらう方法です。この場合、**540円**の取次手数料をお支払いいただけます。また、当社所定の「単元未満株式買取請求取次依頼書」のご提出が必要となります。当社のWEBログイン後「お客様情報」画面からご請求入力いただけます。

なお、単元未満株式の買増請求のお取次はいたしません。

(2) 仕切り売買による売付

お客様の売付注文に対し、相手方となる金融取引業者へ取次ぎ執行いたします。この場合、時価より一定の仕切幅を減じた価格が売付価格となり、下記手数料（率）に基づき算出した委託手数料をお支払いいただけます。

仕切売却の委託手数料（一注文の約定代金ごとに算出します。）

手数料率	約定代金 × 0.54%
	（最低1円、上限なし）

- 円位未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てます。
- お支払いいただく委託手数料は、円未満切り捨てにより、上記手数料（率）に基づく計算結果と誤差が生じる場合があります。
- インターネットでのご注文、お電話でのご注文の場合にかかる手数料はいずれも同じです。

※ その他ご留意事項

- ・ 仕切り売買においては、市場の需給関係の一方的な偏りによる比例配分等の場合に、ご注文が成立しない場合があります。また、整理銘柄等、お受けできない銘柄があります。これら銘柄の売付は、買取請求のみの取扱いとなります。

3. その他手数料について

有価証券のお買付代金等のご入金時、当社から他社への有価証券のご移管時、または、各種証明書のご請求時等には、以下の手数料が必要となる場合があります。

（1）振込み手数料

① 当社へのご入金の場合

お振込み先	振込手数料	入金連絡
ネットバンク・リアルタイム入金	無料（当社負担）	不要
専用振込先口座	お客様負担	不要

- ご入金の際は、必ず当社のお客様口座名義と同一名義でお振り込みください。
- 「ネットバンク・リアルタイム入金サービス」を除く入金手続きは、各営業日の午後3時が締め切りとなります。それ以降のご入金は、翌営業日のお取扱いとさせていただきます。

② 当社からご出金の場合

ご送金先	振込手数料
振込先指定預貯金口座（お客様が当社へご登録済みの銀行預金口座）	無料（当社負担）

- ご出金手続きは、各営業日の午後2時の締め切りとさせていただきます。各営業日締切時間までのご入力分は、翌営業日の午前10時頃の手続きとなります。

（2）移管手数料（入出庫手数料）

入庫（他社から振替入庫）	当社が取扱う振替可能な有価証券は、すべて無料です。
出庫（当社から振替出庫）	株式については、無料です。 投資信託については、1銘柄につき、1,080円の振替手数料をご負担いただきます。（上限はありません）

社 内 移 管	有価証券のお振替のうち、相続手続きを除き贈与等で他人名義へ社内移管する場合には、1回につき、1,080円の振替手数料をご負担いただきます。
---------	---

(3) 証明書発行手数料・その他手数料

残高証明書・取引残高報告書	1通につき、1,080円の発行手数料をご負担いただきます。
顧客勘定元帳等の写し	1回かつ1年分につき、1,080円の発行手数料をご負担いただきます。
登録済加入者情報開示の請求	1件につき、1,620円の取次手数料をご負担いただきます。

- 当社から定期的にお客様に交付させていただく証明書類については、発行手数料のご負担はありません。(再発行分はご負担いただきます)
- 顧客勘定元帳とは、お客様のお取引に伴う精算金額が記載された法定帳簿です。

以 上

【平成29年4月】